

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令案及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令案の概要

1. 改正の趣旨

- 社会福祉士試験、介護福祉士試験及び精神保健福祉士試験の受験手数料の額は、実費を勘案して定めることとされている。令和2年度の試験実施に当たって、新型コロナウイルス感染症対策のため、試験会場の増設、試験実施要員の増員等を実施する必要が生じ、試験事務にかかる経費が増大し、次年度以降も同様の状況が見込まれることから、2の①から③までのとおり改定を行う。
- また、介護技術講習を修了した者については、その申請により、当該講習を修了した後引き続き行われる次の3回の介護福祉士試験の実技試験（以下「実技試験」という。）を免除することとされている。介護技術講習は、開催地域が限定されており、受講の際に宿泊を伴う移動が必要となることも想定されるため、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、そうした移動をせず各地域で受講することが可能な介護技術講習に相当する研修等を修了した者も実技試験の免除の対象とするよう、2の④のとおり改正を行う。

2. 改正の内容

① 社会福祉士試験の受験手数料について

（一般受験者の手数料は社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）第12条第1項、同時受験者・科目免除者の手数料は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第6条の2の改正）

	【現行】	→	【改正後】
○ 社会福祉士試験受験手数料（一般受験者）	15,440円	→	19,370円
○ 社会福祉士試験受験手数料（同時受験者（※1））	13,980円	→	16,840円
○ 社会福祉士試験受験手数料（科目免除者（※2））	13,020円	→	16,230円

※1 同時受験者とは、精神保健福祉士試験と同時に受けようとする者をいう。

※2 科目免除者とは、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第5条の2の規定に基づき、試験科目の免除を受ける者をいう。

② 介護福祉士試験の受験手数料について

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令第12条第2項の改正）

【現行】	→	【改正後】
15,300円	→	18,380円

③ 精神保健福祉士試験の受験手数料について

（一般受験者の手数料は精神保健福祉士法施行令（平成10年政令第5号）第2条、同時受験者・科目免除者の手数料は精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号）第7条の2の改正）

	【現行】	→	【改正後】
○ 精神保健福祉士試験受験手数料（一般受験者）	17,610円	→	24,140円

- 精神保健福祉士試験受験手数料（同時受験者（※3））14,160円 → 19,520円
- 精神保健福祉士試験受験手数料（科目免除者（※4））14,080円 → 18,820円
- ※3 同時受験者とは、社会福祉士試験と同時に受けようとする者をいう。
- ※4 科目免除者とは、精神保健福祉士法施行規則第6条の規定に基づき、試験科目の免除を受ける者をいう。

④ 実技試験の免除について

- 当分の間、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4に定める介護過程（以下「介護過程」という。）を修めた者又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第5若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第4の2に定める介護過程Ⅲ（以下「介護過程Ⅲ」という。）を修了した者については、その申請により、介護過程を修めた後又は介護過程Ⅲを修了した後引き続き行われる次の3回の実技試験を免除することとする。（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第1条の3の新設）
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

<政令案の根拠>

- 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第9条第1項（同法第40条第3項において準用する場合を含む。）及び精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第9条第1項

<省令案の根拠>

- 社会福祉士及び介護福祉士法第44条、社会福祉士及び介護福祉士法施行令第12条第1項及び精神保健福祉士法施行令第2条

4. 施行期日等

- 公布日：令和3年8月上旬（予定）
- 施行期日：公布の日